

当院はすべて地域一般病床で病棟数 1、病室は 2 4 室で許可病床数 5 5 床、現在の稼働病床は 5 5 床です。

施設基準の掲示

当院において診療報酬の算定に関して、次の施設基準を届け出ております。

- ◎ 入院患者数 5 5 人の一般病棟で、地域一般病棟入院基本料 2 で 1 3 対 1（看護師比率 7 0 % 以上）
1 日に 1 3 人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 8：3 0～1 7：3 0 までの時間帯の看護職員 1 人当りの受け持ち数は 7 人以内です。
 - ・ 1 7：3 0～翌 8：3 0 までの時間帯の看護職員 1 人当りの受け持ち数は 2 8 人以内です。
- ◎ 看護補助加算 3 0：1 以上（みなし補助者含む）
入院患者 5 5 人に対し 1 日に 2 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 8：3 0～1 7：3 0 までの時間帯の看護補助職員 1 人当りの受け持ち数は 2 8 人以内です。
 - ・ 1 7：3 0～翌 8：3 0 までの時間帯の看護補助職員 1 人当りの受け持ち数は 0 人です。
- ◎ 入院時食事療養費
 - ・ 当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出をしており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後 1 8 時以降）適温にてご提供しております。
- ◎ 褥瘡対策体制整備
- ◎ 適切な意思決定支援に関する指針整備
- ◎ 身体拘束の最小化実施体制整備
- ◎ 入院時食事代の標準負担額
 - ・ 一般の方 1 食につき 5 1 0 円
 - ・ 市区町村民税非課税世帯の方 1 食につき 2 4 0 円
 - ・ 市区町村民税非課税世帯の方で過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合 1 食につき 1 9 0 円
 - ・ 市区町村民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない 70 歳以上の高齢受給者 1 食につき 1 0 0 円
- ◎ 救急・在宅等支援病床初期加算
- ◎ 救急搬送診察料 長時間加算